

最近の判例から

連帯保証債務の物上保証人に対する
 抵当権の実行と主債務の消滅時効の中断

(最高判 平八・九・二七 判時二五八一―一五七) 亀井 泰雄

連帯保証債務の物上保証人に対する抵当権
 の実行が、主債務の消滅時効を中断するか。

長年にわたって、多くの訴訟が提起され、積
 極、消極両様の判断が下された事実について、
 このほどこれを認めないとする最高裁の判決
 が下された(最高判平成八年九月二七日判時
 一五八一―一五七、金法一四六九―一六)。注目す
 べき判決であるので、紹介したい。

なお、原判決(東京高判平成七年五月三一
 日 金法一四二五―四一)については、本誌
 三二―三〇頁で紹介している。

一 事案の概要

(1) 業者Aは、昭和五八年二月同社のマンシ
 ョン購入者が住宅ローン会社Xから住宅ロ
 ーンを融資を受けるにつき一億一、〇〇〇万
 円を限度として包括して連帯保証すること
 をXと約定し、これを担保するため、B(A

のスポンサー)がB所有の不動産に極度額

一億一、〇〇〇万円の根抵当権を設定した。

(2) Xは、昭和五九年六月、Aのマンション

購入者Y1に対し、一、九〇〇万円のローン
 を融資し、Y2が連帯保証人となった。な
 お、Y1は、購入の意思がないのに、Aの

資金繰りのため、Aから三〇万円の謝礼を
 もらって、本件手続をしたもので、Y2も、
 Aの勧誘に応じて保証したものである。

(3) Y1は、同年八月割賦金の返済を怠った
 ため、期限の利益を喪失した。

(4) Xは、同年一〇月本件根抵当権の実行と
 しての競売を申し立て、同年一―月競売開
 始決定正本がAに送達された。

(5) Xは、平成元年一〇月、Y1及びY2に
 対し、債務の履行を求めて、本件訴訟を提
 起した。Yらは、五年の商事消滅時効を援
 用した。

(6) 第一審(東京地判平二・八・二三 判夕
 七三三―一―一五、金法一二八一―二八)は、
 Xが勝訴した。

二 原審の判断

控訴審は、次のとおり判断して、控訴を棄
 却した。

(1) 競売の申立は、債務者に対する関係で民
 法一四七条一号の「請求」に当たり、競売
 手続終了後六カ月以内に債務者に対し裁判
 上の請求等を行うことにより時効中断の効
 力を生じさせることができる、いわゆる裁
 判上の催告に当たる。

(2) 連帯保証人に対する履行の請求は、主債
 務者に対しても効力を生ずるから、Aを債
 務者とする本件競売の申立による裁判上の
 催告の効力の継続中に本件訴訟が提起され
 たことにより、本件ローン契約上の債権の
 消滅時効は中断している。

(3) Y1は、Aから謝礼を受け取る約束の下
 に、Aの資金繰りのために本件ローン契約
 を締結したものであり、Y2もAと相通じ
 た連帯保証人であるから、Yらが消滅時効
 を援用することは、信義則に反し、許され
 ない。

三 上告審の判断

これに対して、上告審は、次のとおり、原審の判断は是認できないとした。

- (1) 物上保証人所有の不動産を目的とする抵当権の実行としての競売の申立てがされ、執行裁判所が、競売開始決定をした上、同決定正本を債務者に送達した場合には、債務者は、民法一五五条により、当該抵当権の被担保債権の消滅時効の中断の効果を受けるが（最高判昭五〇・一一・二一 民集二九一〇―一五三七）、債権者甲が乙の主債務についての丙の連帯保証債務を担保するために抵当権を設定した物上保証人丁に対する競売を申し立て、その手続が進行することは、乙の主債務の消滅時効の中断事由に該当しない。
- (2) けだし、①抵当権の実行としての競売手続においては、抵当権の被担保債権の存否及びその額の確定のための手続が予定されておらず、債権者の関与の度合いが希薄であることにかんがみれば、消滅時効の中断事由には該当しないと解すべきであり、②競売開始決定正本の送達は、本来債権者の債務者に対する意思表示の方法ではなく、執行手続上の不服申立ての機会を与えるた

めにされるものであるから、民法一四七条一号の請求には該当せず、民法四三四条による主債務者に対する「履行ノ請求」としての効力を生ずる余地がない。

- (3) したがって、本件においてもXがした本件根抵当権の実行としての競売の申立ては、本件ローン契約上の債権の消滅時効を中断しない。
- (4) また、Y1が真実マンションを購入する意思がなく、Aの資金繰りのために本件ローン契約を締結したとしても、Yらは、自らマンション購入者として本件ローン契約を締結する等したのであるから、Yらが本件ローン契約上の債権の消滅時効を援用することが信義則に反するということはできない。

また、Xは、YらとA及びBは取引上一体というべき関係にあるとして、BがXに対して別途提起した根抵当権設定登記抹消請求訴訟において、Xが応訴し、Y1らに對する債権の存在を主張立証したことは時効中断の効力があり、Bらが和解手続で債務の存在を認めたことは時効中断事由としての承認に当たると主張したが、上告審は、YらとA、Bが取引上一体というべき関係にあったということとはできない上、Y

ら及びAはいずれも別件訴訟の当事者でなかったから、時効中断の効力を及ぼさないとした。

四 まとめ

本件判決は、連帯保証債務の物上保証人に対する抵当権の実行は、権利行使及び権利確定の両面からみて、主債務の消滅時効を中断しないとされたものである。長らく、判例、学説が対立していただけに、実務に与える影響が大きいと思われる。

時効の中断は、主債務者に対して行えば、連帯保証人や物上保証人にも及ぶ。今後債権管理は、主債務者に対して管理するよう徹底する必要がある。

（調査研究部調査役）